

平成30年度板橋第十小学校改築事業に関する起債（借入）額の錯誤について

区では、板橋第十小学校改築事業の実施にあたり、その経費の財源確保を目的に地方債の借入を行ったが、国が定める起債借入限度額を超えた借入を行っていたことが判明したため、下記のとおり報告する。

記

1 起債対象事業及び起債額

- (1) 事業名：学校教育施設等整備事業起債（板橋第十小学校改築）
- (2) 起債額：143,000,000円
- (3) 借入先：財政融資資金70,500,000円・銀行資金72,500,000円
- (4) 借入日：令和元年5月28日
- (5) 超過額等：別紙資料のとおり

2 経過

板橋第十小学校改築事業に着手のため、平成30年度当初予算に907,074千円の改築事業費を計上し、財源確保の一環として、地方債を借入れるため、起債額を歳入予算に計上した。

これに基づき、起債借入の手続きを行うため、平成30年5月14日に改築事業予算額を基本に平成30年度起債計画書を作成し、東京都との地方債1次協議や2次協議など、起債借入に必要な手続きを経て、板橋第十小学校改築事業起債143,000千円（財政融資70,500千円・銀行融資72,500千円）について、東京都知事の同意を得て、令和元年5月28日に借入を行った。

本来であれば、改築事業の契約確定など事業進捗に合わせて起債計画書の見直しを行い、実績ベースで起債の借入可能額を算出し、基準内での借入を行うべきであったが、契約実績や国庫補助対象事業費の変更など、事業進捗を反映せずに1次協議における事業予算額に基づいた借入をしていた。

本年度に入り、板橋第十小学校改築事業の令和2年度起債計画書を作成していたところ、数値の一部に矛盾が生じたため、原因を調査した結果、借入額が基準よりも超過したことにより、平成30年度起債（借入）額の錯誤が判明した。

3 原因

起債事務については、政策経営部財政課（以下「財政課」という。）が所管し、起債対象事業を選定し、改築事業費や国庫補助金などを基に起債（借入）額の算出を行い、予算計上している。

このため、財政課は、事業所管課に対して国庫補助金算出資料など、各種資料等の提出を依頼し、その提出を受けて起債（借入）額の算出を行い、その後も契約実績など、事業進捗に合わせて資料提出を求めるとともに、適切に起債計画を管理し、これに基づいた起債（借入）としなければならなかった。

しかしながら、本件については、財政課が事業所管課に対し、資料提出の依頼を行わなかったため、事業所管課（新しい学校づくり課）においては、国庫補助事業の変更について財政課に報告できなかった。

このため、1次協議後も契約確定や国庫補助事業の変更など、事業進捗状況を反映しないまま、1次協議時の事業費をもとに、2次協議や借入申込時における起債計画書の修正を行わずに借入を行った結果、借入額超過という重大な事態を招いたものである。

また、令和元年度起債計画書作成時においては、事業所管課から提出のあった事業費算出資料のうち、平成30年度事業費が更新されていたにもかかわらず、前年度の誤りに気づくことができなかった。

このことについては、起債事務担当者の知識・経験不足だけでなく、それを補完すべき財政課における組織的な確認作業が不十分であったことが原因である。

4 錯誤発覚以降の対応及び今後の対応について

本件について、令和2年8月26日に東京財務事務所に外向し、事情説明を行い、その後、財務事務所と提出文書について調整を行い、令和3年1月8日に正式な報告書を提出した。

しかしながら、財政融資資金普通地方長期資金等借用証書特約条項第4条に基づく繰上償還事項にあたり、借入超過となった財政融資分44,482,827円の繰上償還とこれに伴う^{*}加算金2,196,415円について、東京財務事務所に納付する必要がある。

また、銀行資金分の超過額31,197,954円は、「地方債の総合的な管理について」（平成21年4月14日付、総財地第115号（総務省自治財政局地方債課長通知））に基づき、流通を前提とした地方債証券については、繰上償還を行わないため、当該繰上償還分は減債基金へ積立て、元金の満期一括償還時の財源とすることとなる。

このことから、繰上償還及び減債基金積立については、令和2年度の3月補正予算（7号）により対応する。

5 再発防止策について

- (1) 起債計画書作成に当たって、財政課及び事業所管課双方での確認事項をチェックリスト化し、事前に事務手続内容を洗い出したうえで、事務手続きに遺漏がないかを確認する手段を構築する。
- (2) 起債事業に関する情報共有と事業進捗状況を把握するため、財政課と事業所管課による定期的な連絡会を実施する。連絡会の実施に伴って、事業所管課における確認事項をチェックリスト化することにより、確認体制を強化するとともに事業進捗状況を含めた国庫補助内容の変更等についても適切に把握していく。

(3) 現在、1・2次協議及び借入申込においては、財政課で書類を作成し提出しているが、今後は、事業所管課の決裁協議（合議）のうえ提出することとし、確認体制を強化する。

(4) 財政課における事務体制、課内教育について見直しを行う。

現在、起債事務は、財政課起債担当班の担当者1名が担っているが、人事異動等により担当者が変更となった場合に、事務の引継などに遺漏等が生じやすいと考えられる。このため、今後は起債担当班係長においても起債事務を担当することとし、起債事務執行体制と課内決裁過程における確認体制を強化する。

以上の事務改善を図り、今後の再発防止に努めていく。

※加算金について

財政融資資金貸付金の借用証書において、繰上償還を行う際には、国が被る損失（「繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入」と「繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付を行うことにより得られる利息収入」の差額）に対応する加算金（補償金）支払いを要することが規定されている。

本件加算金は、上記規定に基づき、財務省関東財務局による算出の結果、2,196,415円である。（うち、繰上償還分の利子相当分1,650,863円を含む。利子相当分は、下表のとおり借入時の利子総額と今回の繰上償還後の利子差額）

財政融資借入額 (A)	借入時における 利子総額 (B)	}	繰上償還による利子差額 (B)-(b)
70,500,000円	3,003,204円		1,650,863円
繰上償還後 未償還元金残高 (a)	繰上償還後 利子総額 (b)	→	
26,017,173円	1,352,341円		

板橋区の令和元年5月28日借入分(第30002号・学校教育施設等整備事業)の事業費及び財源内訳の訂正について

<借入時の充当率の状況(板橋第十小学校)>

<訂正後の充当率の状況(板橋第十小学校)>

①交付金・国庫補助金を受けて実施する事業(基準充当率:90%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
危険改築(校舎)	25,231,000	8,494,000	12,000,000	4,737,000	25,231,000	71.70

※起債額は全額財政融資資金。

東京都同意額(単位:円)

財政融資資金	銀行等引受
12,000,000	0

①交付金・国庫補助金を受けて実施する事業(基準充当率:90%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
危険改築(校舎)	30,277,000	10,479,000	12,000,000	7,798,000	30,277,000	60.61

※起債額は全額財政融資資金。

②継ぎ足し単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
危険改築(校舎)	107,742,000	0	80,000,000	27,742,000	107,742,000	74.25

※起債額の内訳は、財政融資資金58,500千円、銀行資金21,500千円。

東京都同意額(単位:円)

財政融資資金	銀行等引受
58,500,000	21,500,000

②継ぎ足し単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
危険改築(校舎)	25,558,378	0	80,000,000	▲54,441,622	25,558,378	313.01

※起債額の内訳は、財政融資資金58,500千円(73.125%)、銀行資金21,500千円(26.875%)。

※基準充当率の上限75%で算出すると、起債額の上限は19,168,783円となる。超過額は60,831,217円である。借入先別の超過額は、借入額の割合で按分し、以下のとおりとなる。
 超過額60,831,217円×73.125%=44,482,827円…Ⅰ(財政融資分超過額)
 超過額60,831,217円×26.875%=16,348,390円…Ⅱ(銀行資金分超過額)

③地方単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
不適格改築(校舎)	111,856,000	0	28,000,000	83,856,000	111,856,000	25.03

※起債額は全額銀行資金。

東京都同意額(単位:円)

財政融資資金	銀行等引受
0	28,000,000

③地方単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
不適格改築(校舎)	219,803,794	0	28,000,000	191,803,794	219,803,794	12.74

※起債額は全額銀行資金。

④地方単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
体育館(危険改築)	31,059,000	0	23,000,000	8,059,000	31,059,000	74.05

※起債額は全額銀行資金。

東京都同意額(単位:円)

財政融資資金	銀行等引受
0	23,000,000

④地方単独事業(基準充当率:75%) (単位:円、%)

事業名	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
体育館(危険改築)	10,867,248	0	23,000,000	▲12,132,752	10,867,248	211.65

※起債額は全額銀行資金。

基準充当率の上限75%で算出すると、起債額の上限は8,150,436円となる。超過額は14,849,564円である。
 超過額14,849,564円×100%=14,849,564円…Ⅲ(銀行資金分超過額)

(単位:円、%)

合計	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
	275,888,000	8,494,000	143,000,000	124,394,000	275,888,000	53.48

※当該事業の予算の限度額の内訳は、財政融資資金70,500千円、銀行資金72,500千円。

東京都同意額(単位:円)

財政融資資金	銀行等引受
70,500,000	72,500,000

(単位:円)

合計	143,000,000
----	-------------

(単位:円、%)

合計	事業費	国庫支出金	起債額	一般財源	歳入合計	充当率
	286,506,420	10,479,000	143,000,000	133,027,420	286,506,420	51.81

※起債額の内訳は、財政融資資金70,500千円、銀行資金72,500千円。

※②と④の超過額の合計は75,680,781円である。(※借入先別内訳は下表のとおり)

借入先	超過額	対応
財政融資(Ⅰ)	44,482,827円	繰上償還
銀行資金(Ⅱ+Ⅲ)	31,197,954円	減債基金積立
計	75,680,781円	